

南花台四丁目南地区地区計画の変更案に対する意見要旨及びこれに対する市の見解について

平成28年6月1日（水）～15日（水）の間、都市計画法第21条第2項及び第17条第1項に基づき、都市計画の変更案の縦覧を行ったところ、同法第17条第2項に基づき、本市の住民から意見書の提出がありました（1名・3件）。提出された意見の要旨及びこれに対する市の見解は以下のとおりです。

要 旨	市 の 見 解
<ul style="list-style-type: none">・ 看護学校の設置により騒音問題等が発生する懸念があるため、道路（東側・市道南花台1号線）から校舎へ直接登る階段の整備が必要である。・ 市道南花台1号線の歩道において、街路樹の根の隆起や落ち葉による転倒の危険等が発生しているため、街路樹撤去及び歩道整備が必要である。・ 市道南花台1号線の南花台南交差点（北向き）を国道371号バイパスへ左折する際、通行に難があり、雨天時等には渋滞が発生しているため、車道の拡幅工事が必要である。	<ul style="list-style-type: none">・ 提出された意見は、いずれも都市計画の変更案の内容には直接関係がないため、計画案の変更は行わない。 なお、提出された意見は、看護学校誘致及び道路管理の担当部局に送付し、今後の施策の参考とする（意見提出者了解済み）。